

令和元年度事業計画書

鶏卵生産者を取り巻く情勢は、生産資材価格の高止まりの中、鶏卵生産の増加による鶏卵価格の低落が著しく、鶏卵生産者の経営に困難が生じている状況にある。

また、アニマルウェルフェア（以下、AW）に関しては、国際獣疫事務局（以下、OIE）による欧米主導の採卵鶏のAW条項が令和2年5月にOIE総会で採択される方向で進んでおり、令和元年度は我が国の採卵養鶏の現状をOIEに主張していく正念場でもある。

これらに的確に対応するためには、より多くの鶏卵生産者が、地域や規模の大小にかかわらず一体化した取組みを行う必要があり、一般社団法人に移行して以降に進めてきた本協会の組織改革を踏まえて、生産者に寄り添った運営を実行していく必要がある。

以上を踏まえ、多岐にわたる事業について、鶏卵産業の順調な発展に寄与するとともに国民食生活の向上に寄与するために円滑な推進に努める。

I 公益目的支出計画に係る実施事業

1. 鶏卵需給動向等の情報提供事業

鶏卵の需給及び安定に資するため、①地域の消費者等への直接的な情報提供の窓口となる道府県養鶏協会及び地域協議会の行う推進会議、研究大会等の開催を支援する。②協会会員をはじめ、多くの方々に養鶏や卵に関する情報や協会の活動、養鶏業界の立場等を広く社会に伝え理解を得るためには、情報発信が重要であることから、協会のホームページや「日鶏協ニュース」などの広報誌を通じて情報発信するとともに、内容の充実に努める。

2. 国産鶏卵に関する普及啓発事業

世界的にみても一人当たり鶏卵消費量が多い我が国において、引き続き国産鶏卵を安心して消費してもらうためには、鶏卵が生産・流通を通じて安全に供給されていることの理解とあわせ、鶏卵の衛生・栄養等に関する誤解を払拭するよう、真摯で、効果的かつ広汎な正しい知識の普及・啓発が重要である。

このため、令和元年度においては、関係団体等と協力し、各種団体・地域で実施されている正しい鶏卵知識の普及・啓発活動とも連携し、ウェブサイトを利用

した広報活動等の充実化を図る。また、従来実施しているイベントの再構築や、イースター等の記念日と連携した新たなイベント展開を検討する。

鶏卵に関する正しい知識の普及・啓発のため、道府県養鶏協会が実施する一般消費者等を対象とした農業祭、卵料理講習会等のイベントに対しては、引き続き支援を行う。

II 協会の独自事業

1. 鳥インフルエンザ経営再建保険事業

本事業は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、当該鶏卵生産者の経営再建を支援するため、生産が休止又は阻害されたことにより生じる喪失利益・経常費用等の一部を補填する保険制度の運営を行うものであり、これを民間の損害保険会社の協力を得て実施する。

III 国の制度に基づく事業

1. 飼料米生産・利用促進事業

食料自給率の維持向上のため飼料米等の生産拡大を推進する国の方針に基づき、飼料米を利活用した鶏卵の生産拡大に資するため、所属する全国の農産物検査員の飼料米検査活動を支援する。

当協会は、平成26年度より農産物検査の登録検査機関として業務を継続しており、特に全国に検査員を有する広域登録検査機関と位置づけられ、飼料米を利用する採卵鶏生産者等37名の検査員が農産物検査法に基づく検査を実施している。

本検査による飼料米重量が、稲作生産者に対する国の直接支払交付金の算定基礎となるため、令和元年度も引き続き厳格な検査実施を推進する。

IV 補助事業

1. 鶏卵生産者経営安定対策事業（農林水産省補助事業）

本事業は、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資することを目的に卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付すること及び卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給調整を図るための事業を実施することを内容としている。

平成29年度から開始された第3期鶏卵生産者経営安定対策事業は、成鶏更新・空舎延長事業の発動の際に、①採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽以上規模の生産者に対し、安定基準価格を下回っている期間は価格差補填金を交付し

ないこと、②成鶏更新・空舎延長事業に取り組んだ生産者に対し、成鶏の処理が確認できた段階で奨励金の交付手続きを開始すること、③採卵用成鶏めすの飼養羽数10万羽未満規模の生産者について270円以内/羽に奨励金単価を引上げることなど、事業の仕組みの大幅な見直しが行われた。

平成30年度において、5年ぶりに成鶏更新・空舎延長事業が発動したものの、その後も卵価は大幅な低下が続いていることから、鶏卵の需給改善を早期に図るため、加入生産者へ成鶏更新・空舎延長事業への積極的な参加による成鶏淘汰及び雛の導入抑制、食鳥処理場への計画的な出荷を呼びかけるとともに、次期3カ年事業の見直しに向けて行政当局との本格的な協議を行う。

なお、本年度の事業規模は、鶏卵価格差補填事業については、加入生産者約800人、契約数量約200万トン、成鶏更新・空舎延長事業については、成鶏処理羽数約1,000万羽を見込んでいる（令和元年度の事業概要は別紙を参照）。

2. 家畜防疫互助基金支援事業（農畜産業振興機構補助事業）

本事業は、高病原性及び低病原性の鳥インフルエンザが発生した場合に、鶏卵生産者が安心して経営を維持・継続できるよう、生産者が自ら積立を行い、発生農場が経営再建までに必要な経費を相互に支援する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が補助する内容となっている。

令和元年度においては、引き続き養鶏生産者及び関係機関と連携を密にして、互助金交付契約に係る事務の円滑な実施に努めるとともに、道府県養鶏協会への事務委託や中央推進会議の開催等を通じて、本事業への加入促進等に努める。

3. 畜産物輸出支援関連

畜産物輸出特別支援事業（農林水産省補助事業（畜産物輸出協議会経由））は廃止となり、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ、JETRO）より、「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」について公募が行われた。環太平洋パートナーシップ（TPP11）や日EU・経済連携協定（EPA）発行による関税撤廃・削減の効果を最大限活用するなどにより、農林水産物・食品の輸出を加速させるため、早期に輸出拡大が見込まれる分野・テーマについての販売促進活動等や新たなフードバリューチェーンを形成するため取組を支援するという趣旨であり、この公募に日本畜産物輸出促進協議会が応募し、受託した。この内44百万円について当協会と受委託契約を締結し輸出拡大に向けたプロモーション活動を行っていくこととなった。

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業については当協会として応募し、受託した（24 百万円）。当協会よりの公募に応募した卵加工品メーカー 3 社を選定し、5 月 15 日に香港にて日本の卵加工品のプレゼン会を実施した。

4. 成鶏処理流通円滑化推進事業（日本中央競馬会畜産振興事業）

本事業は、成鶏の AW に配慮した輸送・保管並びに成鶏肉の消費拡大を推進するため、AW に対応した鶏生体輸送容器の検討及びモデルの作成・普及を図り、国際的な AW への取組に対応するとともに、成鶏肉の新たな調理方法の開発、レシピ集の作成や試食会等を開催し、消費者等への普及・宣伝を行う。

V 各種協議会の事務局活動

1. 鶏卵公正取引協議会

本協議会は、生食用として販売される殻付鶏卵の表示の適正化を図るため、消費者庁及び公正取引委員会に認定された「鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則」に基づき、運営されている。

当協会は本協議会から事務を委託されており、鶏卵の表示に関する会員事業者からの相談や一般消費者からの問合せ、不当表示などの調査、公正マーク認可商品の審査、適正表示の普及活動を行う。

2. 中央鶏卵規格取引協議会

本協議会は、農林水産事務次官通知「鶏卵規格取引要綱」に定められた鶏卵の規格取引を推進することにより、品質の向上、流通の円滑化及び適正な価格の形成を図るものである。

農林水産省規格パック詰め鶏卵の品質及び表示内容について検査を実施し、鶏卵規格取引研修会（卵重計量責任者資格取得）にて、資格要件の説明と検査結果概要の解説等を行う。

3. 畜産物輸出促進協議会・鶏卵輸出部会

本協議会・鶏卵輸出部会は、IVの3の事業のスキームは変更になっても、引き続き、鶏卵の輸出拡大事業を推進することに変わりなく、国の事業では行えない海外派遣の準備、プロモーション活動について、当協会は、同部会の事務局として実施する。なお、畜産物輸出産地緊急対策事業については鶏卵輸出部会として受託し（36 百万円）、既に一部事業については実施した。

また、鶏卵輸出部会は輸出環境整備緊急対策事業（サルモネラ管理計画等対応

支援事業)として実施するEU向け鶏卵輸出のための残留物質モニタリングについても応募した。(27百万円)

VI. 他団体活動への協力

(公社)中央畜産会、(公社)畜産技術協会、(一社)日本養豚協会等が実施する事業等に関して設置される委員会等に委員等として参加し、事業運営に協力する。

VII. その他の課題

1. 会員数の維持及地方組織との連携

鶏卵生産者及び関係団体等を会員とする全国組織として、地域、規模の大小等を問わず一体化した強固な組織運営を行うため、会員の増加を図りつつ関係団体及び地方組織との連携した取組をさらに進める。

2. 鳥インフルエンザ対策

鳥インフルエンザに関しては、我が国のみならず全世界で発生が確認されており、特に、中国、台湾や韓国など我が国の近隣諸国においては続発していることから、当協会としても引き続き飼養衛生管理基準の遵守、野鳥・ネズミ等の野生動物対策、異常家きんの早期発見・通報等防疫対策の強化・徹底を推進していく必要がある。

また、鳥インフルエンザ発生時には、家畜伝染病予防法に基づく、手当金、家畜防疫互助基金制度等各種のセーフティネットが準備されているものの経営再建までの道のりの中で不十分なものがあると考えられるので、これについて明確な対応を検討し、それらが講じられるよう各般の要望をしていくこととする。

3. アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理

EUにおいては、従来型のコンベンショナルケージの多くが、エンリッチドケージや平飼い飼育に変更されている。米国においても、ケージフリーが進んでいる。

欧米のこのような動きは、我が国の鶏卵産業にも及ぶことから、情報の収集に努めつつ、行政、消費者、流通業者との対話を進め、AWの観点も踏まえ、我が国の気候風土に合った疾病管理にも配慮した飼養管理のあり方について、令和元年1月に発足し、当協会が事務局を務めるAW対策協議会において検討する。

4. 業界要望の集約と積極的な要請

長期的な視野にたって安定した鶏卵生産を図るためには、生産者自らの努力もさることながら鶏卵生産の特性を考慮した政策・施策の実現を図ることが重要である。

生産者団体として、国・行政に対して積極的かつ統一的に鶏卵産業の事情を訴えるとともに、現在実施中の事業の充実だけでなく、引続き今後の新たな展開方向に対応するための政策・施策の実現を図るための取り組みを行う。

このため、本年度は農林水産省との勉強会などを通して生産者と国・行政との間の理解を深め、また継続して業界関係団体と連携し、積極的に業界内の議論を集約し、要望していくこととする。